第８９号議案

豊川市部設置条例の一部改正について

豊川市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市部設置条例の一部を改正する条例

豊川市部設置条例（昭和５３年豊川市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中「企業立地推進部　健康福祉部　市民部　経済環境部」を「健康福祉部　市民部　産業部　環境部」に改める。

第２条の表企業立地推進部の項を削り、同表経済環境部の項中「経済環境部」を「産業部」に改め、同項中第３号及び第４号を削り、第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　企業立地及び企業誘致に関する事項

第２条の表産業部の項の次に次のように加える。

環境部

⑴　環境衛生及び環境保全に関する事項

⑵　廃棄物に関する事項

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（豊川市手数料条例の一部改正）

２　豊川市手数料条例（平成１２年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表第７」を「別表第８」に改める。

別表第４中「経済環境部関係」を「産業部関係」に改め、１の項から４の項までを削り、５の項を１の項とし、６の項を２の項とし、同表備考中「５

の項」を「１の項」に改める。

別表第７を別表第８とし、別表第６を別表第７とし、別表第５を別表第６とし、別表第４の次に次の別表を加える。

別表第５　環境部関係（第２条関係）

事務		手数料	
		名称	金額
１	狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第４条第２項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	１頭につき３，０００円
２	狂犬病予防法第５条第２項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	１頭につき５５０円
３	狂犬病予防法施行令（昭和２８年政令第２３６号）第１条の２の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	１頭につき１，６００円
４	狂犬病予防法施行令第３条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	１頭につき３４０円

理　由

この案を提出するのは、行政運営の適正な執行を図るため必要があるからである。